

平成30年6月22日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	森田律子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
市	民部長兼福祉事務所長	有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権・同和対策課長	江	口	清	一
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	田	崎		靖
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年6月22日（金）議事日程

開議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第30号 鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託に関する協定の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第31号 鹿島市固定資産評価員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 総務建設環境常任委員会付託議案
議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について
（一括委員会報告、一括質疑、一括討論、採決）
- 日程第5 文教厚生産業常任委員会付託請願
請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について
（委員会報告、質疑、討論、採決）
- 追加日程第1 議員上程
意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおり議案審議と委員会報告を行います。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。橋村事務局長。

○議会事務局長（橋村直子君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

それでは、本日、追加提案をいたします議案は、協定締結に関する議案が1件、人事案件が1件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第30号 鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託に関する協定の締結について申し上げます。

鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場などの建設工事を行うに当たって、締結いたします工事委託に関する協定の金額が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定されております150,000千円以上となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号 鹿島市固定資産評価員の選任について申し上げます。

現評価員、中島憲次さんの退職により、後任者として税務課長、田代章さんを選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第30号及び議案第31号は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第30号及び議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第30号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2．議案第30号 鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託に関する協定の締結についてであります。

当局の説明を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

おはようございます。それでは、議案第30号 鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託に関する協定の締結について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

工事委託に関する協定を下記のとおり締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、西牟田雨水ポンプ場ほか施設の建設工事を行うに当たり、工事委託に関する協定を締結したいので、提案するものでございます。

なお、この協定の予算につきましては、本年度分は今定例会で補正予算の議決をいただきました。また、平成31年度、平成32年度分につきましては、3月議会におきまして債務負担行為の予算として議決をいただいているところでございます。

議案説明資料で説明しますので、御準備をお願いします。

1ページをお開きください。

1の背景ですが、近年、急で局地的な豪雨、いわゆるゲリラ豪雨による浸水被害が全国で相次いで発生していきまして、本市においても平成26年7月の豪雨において西牟田排水区で浸水被害が発生したところでございます。

これは西牟田排水区とその上流に位置する高津原排水区の市街化が進んだため、西牟田雨水ポンプ場周辺に雨水が短時間で到達するようになったものと考えられます。また、その西牟田雨水ポンプ場は平成3年の供用開始から27年が経過し、機械、電気設備は標準耐用年数を超過しており、これまで部分的に修繕することで設備の維持を行ってまいりました。

2の事業計画概要は、西牟田雨水ポンプ場にはもともと鹿島市公共下水道事業の全体計画で計画されていた4つのポンプのうち3つが設置されていますが、近年のゲリラ豪雨や市街化に対応するため、平成28年度に西牟田排水区と高津原排水区の雨水流出解析を行った結果、浸水被害の軽減を図るために必要な増設すべきポンプ能力が算出されたため、4つ目のポンプを増設することとなりました。

また、ライフサイクルコストの低減と事業費の平準化のため、平成28年度にストックマネジメント計画を策定し、今回、西牟田雨水ポンプ場のポンプ増設に合わせて、ポンプ設備や電気設備等の改築を行うこととしています。

加えまして、同じくストックマネジメント計画に位置づけられて老朽化している浄化センター濃縮槽と西牟田汚水マンホールポンプ場もあわせて改築いたしたいと思っております。

改築内容は以下のとおりになりますので、説明は省略させていただきます。

2ページ目をごらんください。

3番目の施設別、年度別の内訳は表に示しているとおりでございます。

平成30年度は490,000千円で、西牟田雨水ポンプ場、浄化センター濃縮槽、西牟田汚水マ

ンホールポンプ場を行います。平成31年度は488,000千円で、西牟田ポンプ場を行います。平成32年度は375,000千円で、同じく西牟田ポンプ場を行います。3カ年の合計が1,353,000千円でございます。

4番目の位置図につきましては、施工場所を図示しているところでございます。

3ページをお開きください。

5番目の協定の相手方は日本下水道事業団でございます。日本下水道事業団は日本下水道事業団法に基づき設立された地方公共団体であり、地方公共団体等の要請に基づき下水道の根幹的施設の建設及び維持管理、技術的援助を行うことを目的とし、設立されています。

随意契約理由につきましては、1つ目として、西牟田雨水ポンプ場の工事は土木、建築、機械、電気の各工種を同時施工するため、土木、建築、機械、電気の専門技士とそれらを統括監理する高度な技術が必要であること、2つ目、事業団は新技術を積極的に活用して地域特性に合ったすぐれた施設の建設に努めており、安定的で経済性の高い成果が得られること、3つ目、事業団は法に基づき工事発注から施工監理、完了認定に至るまで、地方公共団体が行う業務を担うこととなっていることとございます。

4ページ目から6ページ目は各施設の改修を行う箇所の図面となっています。

4ページ目は西牟田雨水ポンプ場の排水ポンプの配置図でございます。青く着色している部分が既設のポンプで、改築を行うものでございます。赤く着色している部分を今回新たに増設するものでございます。

5ページ目は浄化センター濃縮槽の図面になります。赤く着色している部分は濃縮汚泥かき寄せ機の更新及び汚泥濃縮タンク内の防食塗装の更新を行います。

6ページ目は西牟田マンホールポンプ場の図面になります。赤く着色しているマンホールポンプの更新を行います。

議案書1ページにお戻りください。

協定事項につきましては、1の協定の目的は西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託でございます。

2の協定の期間は議会の議決日より平成33年3月31日まででございます。

3の協定の金額は1,353,000千円です。

4の協定の方法は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約でございます。

5の協定の相手方は日本下水道事業団でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

1点だけ質問をいたします。

金額的に3年間にまたがり、総額が1,353,000千円という大きい工事となるわけです。ここに書いてあるとおりに、協定の相手方、日本下水道事業団、もちろん実績もあり、すばらしいと思っております。ここに書かれているように、土木、建築、機械、電気の専門技士とそれらを統括監理する高度な技術が必要であると。こちらの相手方については申し分ないと思うんですが、それでは、地元の企業、土木、建築、電気、このあたりの事業所もたくさんあるわけですが、そのあたりに幾つかの中で委託できる部分があるのか、そのあたりはどのように考えていらっしゃるのか、御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

今回は工事の発注委託ということで、事業団が工事を発注する場合には基本的には事業団のルールにのっとり一般競争入札で行われ、事業団が定める工種別、能力別で企業の選定が行われます。ただし、工事の品質確保及び競争性を確保した上で、地域要件にて鹿島市内の業者さんが優先的に参加できるよう公募条件に配慮していただくよう要請をしていきたいと思っております。

また、工事金額が能力等級以上や施工難度の高い工事につきましては、特定建設共同企業体、JVを活用して地元業者の受注拡大を図れることなど、地元業者の活用に十分配慮しつつ、地域の実情を踏まえて柔軟な対応を行われるよう要請していきたいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、担当課長の答弁、従来のやり方と同じだろうと思っております。今回の工事に限らず、終末処理場とか、そののところも同じような形だったろうと思っております。

今の課長の答弁を聞いていますと、事業団、協定の相手方のルールに基本的には従っていくということ。しかし、地域要件としてそこを盛り込んでいくと。しっかりとそのあたりを入れていかないと、この1,353,000千円、1円も鹿島の地元企業には仕事がなかったということにならないように、しっかりとそのあたりに目を配っていただきたいと思っております。それと、協定を締結した後、また議会にその内容等を報告していただきたいと思っております。どうでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

協定締結が終わりましたら、議会のほうにもきちんと報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 鹿島市公共下水道西牟田雨水ポンプ場他建設工事委託に関する協定の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第31号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3. 議案第31号 鹿島市固定資産評価員の選任についてであります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認め、説明を省略し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市固定資産評価員の選任については、これを提案のとおり

同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第31号は田代章氏を鹿島市固定資産評価員に選任することに同意すると決しました。

日程第4 総務建設環境常任委員会付託議案

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4．総務建設環境常任委員会付託議案、議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定については一括して審議に入ります。

去る6月13日の本会議において総務建設環境常任委員会に付託をされました議案第25号及び議案第26号の委員会審査報告は、お手元に配付をしております総務建設環境常任委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成30年6月15日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境常任委員会
委員長 光武学

総務建設環境常任委員会審査報告書

平成30年6月13日の本会議において付託されました議案第25号「鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」は、6月15日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

平成30年6月15日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境常任委員会
委員長 光武学

総務建設環境常任委員会審査報告書

平成30年6月13日の本会議において付託されました議案第26号「鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について」は、6月15日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

一括して審査経緯及び結果の報告を求めます。総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

おはようございます。去る6月13日の本会議において総務建設環境委員会に付託されました議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について、担当職員出席のもと、6月15日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

初めに、担当課より条例の改正内容の説明があり、以下の質疑、答弁がありました。

質問 生活用品は入居者が全て準備しなければならないのか。

答弁 エアコン、照明器具、電気家具は入居者で設置をしていただくことになっている。

定住促進住宅はシステムキッチンを、市営住宅はユニットを備えつけるようにしている。

質問 エアコンを設置するには壁に穴をあけなければならないが、設置する箇所は決まっているのか。

答弁 設置箇所はある程度決まっているので、その位置に設置するよう施工する予定である。

質問 定住促進住宅は市外の方が優先と思うが、市内の方が希望した場合の取り扱いはどうなるのか。

答弁 公募についてはS P Cとの協議になるが、定住促進住宅なので、基本的には市外からの転入者、子育て世帯、新婚世帯が対象になる。その上で部屋が残るようなことがあれば、市内の方を対象として入居させる可能性はある。

質問 所得要件について、夫婦共働きの場合はどうなるのか。

答弁 2人分の所得を合算することになる。目安として、手取りでそれくらいあれば対象になる。

質問 家賃減免はどのような形か。

答弁 現在、古枝住宅に関しては市外からの転入者は2年間継続して居住した場合で月額3千円減免、なおかつ未就学児がいる場合は5千円減免としている。中村住宅も同じようなやり方になると考えている。

質問 家賃の徴収は口座引き落としなのか、現金なのか。

答弁 基本は口座引き落としである。家賃の徴収業務はS P Cが行うが、引き落としを提案されている。業者の全国的なシステムにより一括して引き落とし、それが市に納入されることになる。

質問 管理人は置くのか。

答弁 管理人は置くことができるとなっている。可能であれば居住している方になっていただき、市とSPCとの連絡窓口、中村区との調整をしていただけたらと考えている。

質問 管理人は市営住宅に置くのか、定住促進住宅に置くのか。

答弁 決めていない。理想はそれぞれに置くのがいいが、入居者が決定する段階で市とSPC、入居者で協議を行いたい。

質問 団地で自治会をつくられるケースがあるが、中村住宅と中村区との関係はどうなるのか。

答弁 中村地区の中に住宅ができるので、地区の方と良好な関係を築いてほしいと考えている。また、中村区からは自治会費を納めてほしいと要望が出ており、口座引き落としを予定している。班長会議にも出席するような体制をつくっていきたい。

質問 集会場はつukらないのか。

答弁 中村公民館を使ってもらおうようにする。

質問 その場合、中村区との連携を進める上で、どのようにSPCがかかわるのか。

答弁 入居説明会に区長に同席してもらおうなど、市としてもサポートしていきたい。

質問 入居の公募はいつから始めるのか。

答弁 7月ぐらいから予定している。SPCの維持管理会社との打ち合わせが終わっていないので、8月になる可能性もある。方法としては、ホームページの立ち上げ、チラシ作成を考えている。

質問 工事の進捗はどのような状況か。

答弁 現在、くいの工事が終わっており、2月末完成を目標にしている。

質問 人の動線、車の動線はどうなっているのか。

答弁 車の出入りは、もとの警察署入り口あたりに1カ所、人の動線、通学路は里道を通ってもらうようにしている。

質問 太良町のPFI事業の公営住宅と中村住宅では家賃と間取りはどのように違うのか。

答弁 床面積は太良町は70平方メートル、鹿島市の定住促進住宅は75平方メートル、間取りは同じ3LDKである。家賃については、太良町は最終的には35千円、中村住宅は55千円になっている。

質問 連帯保証人にはどのような条件があるのか。

答弁 市営住宅については、基本的には誰でもなることができる。定住促進住宅については、所得証明書を提出してもらっているが、基本的に制限はしていない。

質問 鹿島市において、家賃滞納が発生して連帯保証人に請求をしたことがあるのか。

答弁 基本的には入居者に連絡をとり、納入約束を取りつけて納めてもらうようにして

いる。入居者と連絡がとれず、滞納が続くようになった場合は保証人に連絡をとり、保証人から入居者への連絡、もしくは納入してもらうようお願いしている。

質問 年度途中で退去された場合、あきが生じた段階で次の入居を認めるのか、それとも、年度当初まで空き部屋となるのか。

答弁 退去されてから修繕し、清掃も必要であるので、即入居というのは難しい。なるべく空き部屋になる期間が短くなるようにしていきたい。

質問 当初から30年間の指定管理になるのか。

答弁 契約期間30年間の指定管理を予定している。

質問 ほかの指定管理は3年か5年で議会の承認を得ているが、30年という長い期間で議会としてのかかわり、確認が難しいと思われる。決算のときに報告が上がってくるが、どのようなやり方を考えているのか。

答弁 ほかの指定管理と同じように報告を上げたい。

質問 30年間という長い期間の指定管理は初めてと思われるが、市と議会とお互いに見える形をとっていただきたい。

答弁 鹿島市ではPFIによる事業は初めてであり、先進地、先例地に視察を行い、議会の皆様の意見をもとに組み立てるなどして取り組んできた。新しい公共施設を建てるには市民の理解、協力が必要である。特に、地元の中村区には必要に応じ地元説明会を行うようにしていきたい。

以上の質疑、答弁の後、採決した結果、議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定については、総務建設環境委員会において起立全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの委員長報告に質問をしたいと思います。今回、久々の市営住宅の設置ということで、こういう条例の制定になるわけですが、私は議案審議の折に、直接この条例の文案には出てこないけど、一番大事な家賃の問題でお尋ねをしました。そして、定住促進住宅ですかね、その分につきましては、特に若い人たちや子育て世帯の人たちに入っていただくというのが大きな目的でありますので、それを勘案しますと、55千円という家賃が本当に適正であるかと、これは余り高過ぎるんじゃないかと。そういう若い世代、子育て世代の人たちは所得も少ないし、特に、今日のような情勢の中では所得は非常に少なくなっているの、私はこの家賃については考え直す必要があるんだという意見を申し上げました。

それを受けて、この委員会の中でそういう意見が出たのかどうか。今、報告があつていませんので、出ていないのかなと思いますが、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

委員会の折にはそこまでの質問はありませんでした。ただ、その前の皆さんに対する質問で近傍の家賃に合わせるという説明をもらっていますので、家賃に関してはそこで終わって、特別、質問は出ませんでした。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長の御答弁がありました。直接出ていないと。そして、以前の審議の中で近隣の家賃に合わせるという答弁が出ていたからということですが、もちろんこういうのができたから条例をつくっていくのは当然ですが、家賃の問題が一番重要なところだったんじゃないかと思うんですよ。これがやっぱり今、皆さんの中でもいろいろと論議をされています。市民の中でもどのくらいの家賃なのかとか、いろいろされていますが、やっぱりそのところは直接条例の文案の中にはないかもわかりませんが、そのことが今回は一番大きな問題じゃないかと私は思ひます。そういう面について委員会として、これは委員長だけの問題じゃないです。審議をされた委員の方たちもその辺についてどうお考えなのか。委員一人一人から聞くわけにはいきませんが、その辺について、委員長どうなんでしょうかね、その前に議案審議の中でもそういう意見が出ていますので、そういう意見が出ているけど、そういうのに対してはどうお考えですかぐらいの呼びかけはして、それに対して審議をもう少しすべきだったと私は思ひますが、委員長、その点のあり方についてどうお考えですか。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

私は総務建設環境常任委員会の委員長として、付託された案件を審査しました。その中で、審査の報告を私はしているだけです。私個人的な考え方をここで申し上げるわけにはいきません。これ以上の答弁は控えさせていただきます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま委員長から御答弁ありましたが、委員長はただ役目済ましの委員長じゃだめなんですよね。出された議案を十分に納得いくような審議をする。そして、委員長としては、全部の委員がそういう審議をする、いろんな引っ張っていく役目が私は大事だと思うんですよ。これが以前の議案審議の中で問題として提起されていなかったら私は言いませんが、あれだけ私は言ったと思います。そして、これからも、今、ここに提出されているけど、それを変えていくという立場でやっていただきたいという意見を私は申し上げたと思います。それからしますと、やっぱり委員長の役目としては、その前に審議もされておりますから、それを皆さんにお諮りしながら深く論議をしていく。それがどうなろうと、そのことをやるべきだったと思います。

先ほどの委員長の答えですから、これ以上は追及しませんが、委員長だけの責任じゃありませんが、やっぱり委員長としてその委員会を引っ張っていく大きな役割というのは、その辺、大事だと思います。これ以上言いませんが、ただ、私はこの条例案についてはもちろんいいと思いますが、今後とも家賃のあり方については、委員会はそういうことでしょけど、委員会も含めて全議員、それから執行部も含めて、やっぱり考えていく必要があると思います。近隣の家賃が高いから何とかしてくれという要求があるわけですから、近隣の家賃に比べて云々というような、それで納得をするということはできません。

その辺の今後の改善をお願いしながら、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

私も松尾議員が質問された項目と同じわけですが、全員協議会等で事前にこの説明を受けたときに、やはり一番私が頭にひっかかっていたのは、この定住促進住宅の月の家賃が55千円という点でした。ほかのところについては、今までのやり方に沿っているということで、そんなに問題はなかったんですが、全員協議会での私たちへの説明では、市内の不動産屋さん等が管理をする賃貸住宅の家賃、これと余り相違がないようにという答弁だったと思います。しかし、定住促進、特に市外からの住居者を募集するという今回の20戸、これに関しては、私は逆に市のほうが市内の家賃に対して刺激を与える。私は安くするべきではないかなというふうに思っております。

今回のこの議案については、委員会付託ということで委員会を尊重いたします。議論はされたと思います。

それでは、質問の方向を変えていきます。

家賃については質疑等がそんなに出なかったという委員長報告ですが、それでは、それにかわる新たなサービス等について質疑はあったのか、減免、そして住民サービスについて、

それについて委員長お答えください。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

お答えします。

減免については、議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定については、2年間継続して居住した場合で月額3千円の減免、なおかつ未就学児がいる場合は5千円減免としている。中村住宅も同じようなやり方になると考えているという答弁もありました。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今の委員長の答弁を聞いていますと、古枝にあります定住促進住宅、ここの減免、それから優遇措置と変わりはないと。私は今回の55千円という家賃、古枝の定住促進住宅が28千円から33千円という中で、20千円以上家賃が高くなっていると。新しい建物であるということとは間違いはありません。しかし、定住促進住宅という名前をつけている以上、どれだけ市外の方から魅力的な住宅なのかというところになると、やはり家賃面、ここが一番重視されるんではないでしょうか。それと、場所的には私は問題ないと思っております。バイパス沿いであり、周りに病院、スーパー、さまざまなお店等も近くにある。そして、学校、保育園、これも近くにあります。そういう中で、もう一つステップアップした魅力を出すためには、家賃をある程度、予定価格、月55千円よりも下げるべきではなかったかと。もう少し議論が欲しかったと思います。

委員長の答弁としては今までどおりの答弁でしょうが、このことを一言つけ加えて、私の質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第25号 鹿島市営住宅設置条例及び鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、委員会報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第25号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 鹿島市定住促進住宅条例（全部改正）の制定について、委員会報告は可決であります。本案は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第26号は提案のとおり可決されました。

日程第5 文教厚生産業常任委員会付託請願

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 文教厚生産業常任委員会付託請願、請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての審議に入ります。

去る6月13日の本会議において文教厚生産業常任委員会に付託をされました請願第1号の委員会審査報告は、お手元に配付をしております文教厚生産業常任委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成30年6月15日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業常任委員会
委員長 稲富雅和

文教厚生産業常任委員会審査報告書

平成30年6月13日の本会議において付託されました請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請について」は、6月15日に委員会を開き、審査の結果、原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

審査経緯及び結果の報告を求めます。文教厚生産業常任委員会委員長稲富雅和議員。

○文教厚生産業常任委員長（稲富雅和君）

おはようございます。文教厚生産業常任委員長の稲富雅和でございます。委員会の報告をいたします。

去る6月13日の本会議におきまして文教厚生産業常任委員会に付託されました請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請については、常任委員会を6月15日に開催しました。

委員会では、紹介議員、請願人及び請願人補助員の出席を得て、請願の趣旨説明を受け、質疑応答、討論、採決を行いました。

最初に、請願の趣旨ですが、学校の現場では外国語活動や道徳の教科化などによる授業数の増加、さらに特別支援学級への対応などで教職員の多忙化は年々厳しさが増している状況にあります。

そのような環境の中で、2つの請願の趣旨説明を受けました。1つ目は、子供たちの教育環境を改善させるため、計画的な教職員定数の改善を推進すること、2つ目は、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することです。

次に、審査における質疑応答を行い、主なものについて報告いたします。

質問 教職員の超過勤務時間について、1カ月100時間を超えている事例があると聞いている。このような状況の中で、教育委員会などへ改善の要望などは行っているのか。

答弁 要望でなく、組織の中で2つの視点から取りまとめを行った。1つは、子供の実態に応じた教職員の定数としてほしいこと、もう一つは、教職員の仕事に対する意識改革を図り、多忙化の状況などをどのように改善したらよいかを模索している状況でもある。

質問 教職員の多忙化は精神的な負担が大きいと感じている。このような状況の中で、具体的にどのようなところに影響が出ているのか。

答弁 一つの例として、教職員の早期退職者数にも出ていっているとされている。精神的負担により休職し、復帰できず、早期退職を選択される場合がある。全ての早期退職者が精神的な負担によるものではないかもしれないが、県内では毎年50名程度の早期退職者がいるのが現状である。

質問 教職員の多忙化の一つの要素として外国語教育の導入があると聞いているが、その詳しい状況を教えてほしい。

答弁 外国語教育に関して、昨年度までは小学5年、6年生を対象に外国語活動として各学年で年間35時間の授業を行ってきた。ことしからは、これに加えて小学3、4年生までも対象となり、移行期間として各学年で年間15時間の授業となる。ほかの教科の授業数は変わらない中で、確実にこの授業数はふえることになる。

質問 特別支援学級の定員数は8名となっている。現状から本当に適切な定員数はどのくらいなのか。

答弁 子供の現状から8名定員は厳しい。県独自の対応で、6名定員とするよう要望し

ている。

質問 今後、請願を出すときにはP T Aとの連携を行い、保護者の意見を含めると、さらに充実したものになると思うが、どのように考えるか。

答弁 本来の目的から、教職員とP T Aが連携して同じ方向で請願をしたほうがよいと思う。今回はその連携が十分でないが、今後はP T Aとの連携を模索していくことも検討したい。

以上の質疑応答となりました。

その後、討論では賛成討論を1名が行い、採決に進みました。

採決の結果は賛成全員で、請願第1号は採択すべきものと決しました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての委員会報告は採択であります。本案は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、請願第1号は提案のとおり採択されました。

ここで資料の配付を行いますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

追加日程第1 議員上程意見書第1号

○議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付しました意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）について議員上程されました。

この際、本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、意見書第1号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りします。意見書第1号は会議規則第36条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、意見書第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

ここで追加日程第1．議員上程意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の読み上げを求めます。7番稲富雅和議員。

○7番（稲富雅和君）

7番議員の稲富です。意見書の朗読をいたします。

意見書第1号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、2018年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善は欠かせません。

特に、特別支援学級適の児童数増加、さらには一般のクラスにも支援が必要と思われる児童が在籍していて、突発的な行動の対応に担任が追われる事例が年々増えています。こうしたことを改善し、子どもたちをしっかりと育てていくためには、専門的な知識を持った教員を含む特別支援学級の計画的な教職員定数改善が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善にむけた財源保障を行い、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く要請します。

記

- 1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
総務大臣 野田聖子様
財務大臣 麻生太郎様
文部科学大臣 林芳正様

以上、意見書（案）を提出する。

平成30年6月22日

提出者	鹿島市議会議員	杉原元博
〃	〃	片渕清次郎
〃	〃	樋口作二
〃	〃	中村和典
〃	〃	松田義太
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	松尾征子
〃	〃	角田一美

鹿島市議会議長 松尾勝利様

以上で朗読を終わります。

○議長（松尾勝利君）

意見書（案）についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2019年度政府予算に係る意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

午前11時 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松尾勝利

会議録署名議員 4番 中村和典

同 上 5番 松田義太

同 上 7番 稲富雅和